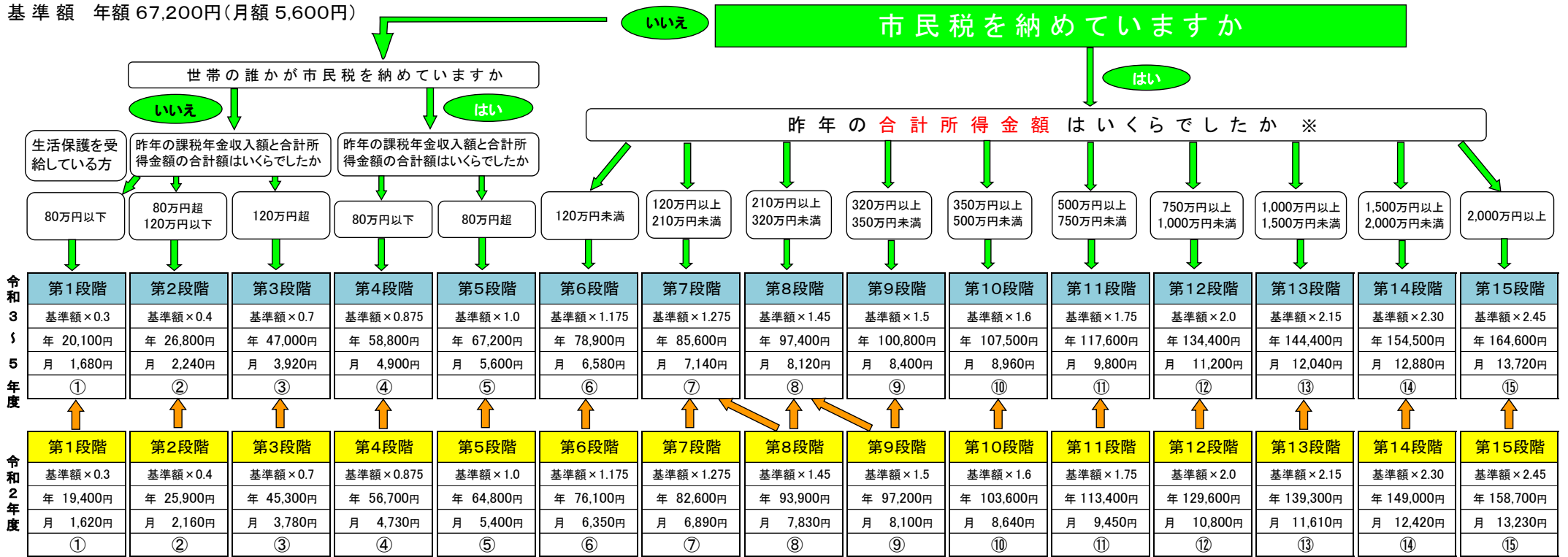


基準額 年額 67,200円(月額 5,600円)



- ① ・生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税の方
・世帯全員が市民税非課税の方で「課税年金収入額＋合計所得金額（※）」が80万円以下の方
- ② 世帯全員が市民税非課税の方で「課税年金収入額＋合計所得金額（※）」が80万円超120万円以下の方
- ③ 世帯全員が市民税非課税の方で「課税年金収入額＋合計所得金額（※）」が120万円超の方
- ④ 世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税の方で「課税年金収入額＋合計所得金額（※）」が80万円以下の方
- ⑤ 世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税の方で、第4段階以外の方
- ⑥ 本人が市民税課税で、合計所得金額（※）が120万円未満の方
- ⑦ 本人が市民税課税で、合計所得金額（※）が120万円以上210万円未満の方
- ⑧ 本人が市民税課税で、合計所得金額（※）が210万円以上320万円未満の方
- ⑨ 本人が市民税課税で、合計所得金額（※）が320万円以上350万円未満の方
- ⑩ 本人が市民税課税で、合計所得金額（※）が350万円以上500万円未満の方
- ⑪ 本人が市民税課税で、合計所得金額（※）が500万円以上750万円未満の方
- ⑫ 本人が市民税課税で、合計所得金額（※）が750万円以上1,000万円未満の方
- ⑬ 本人が市民税課税で、合計所得金額（※）が1,000万円以上1,500万円未満の方
- ⑭ 本人が市民税課税で、合計所得金額（※）が1,500万円以上2,000万円未満の方
- ⑮ 本人が市民税課税で、合計所得金額（※）が2,000万円以上の方

※ 合計所得金額とは
年金や給与等の総所得と上場株式等に係る配当所得の金額、株式等の譲渡所得等（繰越控除前）の合計額から、土地・建物等の特別控除額を差し引いた金額です（ただし、扶養や医療費控除等の控除前の金額）。第1～5段階については、公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います